

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	5	府 省 庁 名 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	大胆な投資促進税制の創設		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。 ・ 特例措置の内容		
〔関係条文〕	〔 〕		
減収 見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] 精査中 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 賃上げを含めた好循環を形成するべく、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させること。 (2) 施策の必要性 高付加価値型の経済・産業構造に転換するには、過去最高水準に上昇した企業の現預金も活用しながら、国内投資と賃上げを進めていくことが不可欠。2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を設定した中、これを必ず達成するため、引き続き官民一体となって国内投資の拡大と賃上げを継続していく必要がある。 一方で、足下では、米欧中をはじめとして各国が国内投資促進政策を大幅に強化。また、国際情勢の不確実性が高まる中、国内成長投資の先送りが生じかねない状況にある。 このため、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版】（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5 年間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	米国関税措置等の厳しい国際情勢においても、経営者による国内投資の判断を後押しし、国内経済の高付加価値化を通じた経済成長の実現に繋げることができるため、当該措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。また、導入事業者の生産性向上のためには、高付加価値化のための設備投資を支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。

これまでの 税負担軽減 措置等の適 用実績と効 果に関連す る事項	税負担軽減措置等の 適用実績	
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	
	前回要望時の 達成目標	
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯		